

告 示 第 1 3 7 1 号

令 和 6 年 1 1 月 1 日

鹿 児 島 市 長 下 鶴 隆 央

鹿 児 島 食 肉 セ ン タ ー 自 動 火 災 報 知 設 備 更 新 業 務 委 託 契 約 に 係 る 制 限 付 き 一 般 競 争 入 札 参 加 者 の 資 格 に つ い て ( 公 告 )

鹿 児 島 食 肉 セ ン タ ー 自 動 火 災 報 知 設 備 更 新 業 務 委 託 契 約 に 係 る 一 般 競 争 入 札 を 下 記 の と お り 行 う に つ い て 、 本 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格 を 地 方 自 治 法 施 行 令 ( 昭 和 2 2 年 政 令 第 1 6 号 ) 第 1 6 7 条 の 5 第 1 項 及 び 第 1 6 7 条 の 5 の 2 の 規 定 に 基 づ き 次 の と お り 定 め た の で 、 同 令 第 1 6 7 条 の 5 第 2 項 及 び 第 1 6 7 条 の 6 第 1 項 並 び に 鹿 児 島 市 契 約 規 則 ( 昭 和 6 0 年 規 則 第 2 5 号 ) 第 3 条 の 規 定 に よ り 公 告 し ま す 。

## 記

### 1 入札に付する事項

#### (1) 業務名

鹿 児 島 食 肉 セ ン タ ー 自 動 火 災 報 知 設 備 更 新 業 務 委 託

#### (2) 履行場所

鹿 児 島 食 肉 セ ン タ ー ( 鹿 児 島 市 下 福 元 町 7 8 5 2 番 地 )

#### (3) 完成期限

令 和 7 年 6 月 3 0 日 ( 月 )

#### (4) 業務概要

既 存 火 災 受 信 機 の 更 新 を 行 う も の

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次 に 掲 げ る 要 件 の 全 て に 該 当 す る 者 の う ち 、 本 市 の 入 札 参 加 資 格 審 査 に お い て そ の 資 格 を 認 め ら れ た 者 は 、 入 札 に 参 加 す る こ と が で き る 。

(1) 地 方 自 治 法 施 行 令 第 1 6 7 条 の 4 の 規 定 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と 。

(2) 納 期 の 到 来 し て い る 市 税 ( 本 市 内 に 営 業 所 等 が な い た め 本 市 に 納 税 義 務 が な い 場 合 は 、 納 期 の 到 来 し て い る 市 区 町 村 税 ) 、 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 を 完 納 し て い る こ と 。

(3) 参 加 申 込 み 時 点 に お い て 、 鹿 児 島 市 業 務 委 託 等 有 資 格 業 者 の 指 名 停 止 に 関 す る 要 綱 ( 平

成11年4月16日制定)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 本公告の日(以下「公告日」という。)から入札参加申込期限の日までの間において、本市が行う契約からの暴力団排除対策要綱(平成26年3月27日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。)でないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 本公告の日現在において、本市内に本店を有している者であること。
- (9) 建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、消防施設工事業かつ、電気工事業の許可を受けてからの営業年数が5年以上であること。
- (10) 鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿登載に係る令和6年7月1日付けの登録通知書に記載された消防施設工事かつ、電気工事の等級が「A級」を有している者であること。

### 3 入札参加申請方法等

#### (1) 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を所定の期日までに持参のうえ市長に提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 資格審査申請書

イ 名称等調書

ウ 本市が発行した市税に滞納がないことの証明書(写しでも可)

#### (2) 提出方法

直接持参又は郵送(書留郵便に限る。)

(3) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(4) 提出された申請書等は、返却しない。

#### (5) 提出部数

各1部

### 4 受付要領

#### (1) 用紙の交付及び受付期間

令和6年11月1日（金）から同月12日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 用紙の交付及び受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 用紙の交付場所及び受付場所並びに問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市産業局産業振興部産業政策課（みなと大通り別館5階）

電話 099-216-1318

5 入札参加資格の審査及び通知等

入札参加資格は、提出された書面により審査し、令和6年11月18日（月）までに書面により通知する。

6 仕様書の閲覧等及び質疑応答

(1) 本業務の仕様書（以下「仕様書」という。）は、公告日から令和6年11月27日（水）までの間、鹿児島市産業局産業振興部産業政策課（土曜日、日曜日及び休日を除く。）及び本市ホームページにおいて閲覧に供する。

(2) 仕様書等に関して質問がある場合には、質問書様式に質問事項を記載し、電子メールで送付すること。

ア 受付期間及び受付時間

公告日から令和6年11月7日（木）午後5時15分まで

イ 受付電子メールアドレス

san-kikaku@city.kagoshima.lg.jp

ウ 質問書様式交付場所

本市ホームページにおいて入手することができる。

(3) (2)に対する回答は、令和6年11月11日（月）までに本市ホームページ上に質問の内容とその回答を掲載する。

7 入札説明会

実施しない。

8 入札執行日時及び場所

(1) 入札執行の日時

令和6年11月27日（水）午後2時

(2) 入札執行の場所

鹿児島市山下町 1 1 番 1 号

鹿児島市役所 みなと大通り別館 5 階 5 0 1 室

## 9 入札保証金・契約保証金について

- (1) 入札保証金は、鹿児島市契約規則第 5 条第 3 号の規定により免除する。
- (2) 契約保証金は、鹿児島市契約規則第 2 6 条第 9 号の規定により免除する。

## 1 0 入札方法

- (1) 郵送及びファックスによる入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、3 回とする。

## 1 1 最低制限価格

設定する。

## 1 2 開札の日時及び場所等

開札は、8 に掲げる日時及び場所において行う。

## 1 3 入札の無効等

- (1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札
  - イ 委任状を持参しない代理人のした入札
  - ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
  - エ 2 以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
  - オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
  - カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
  - キ 再度入札における前回の入札の最低金額以上の金額による入札
  - ク 明らかに連合によると認められる入札
  - ケ その他入札に関する条件に違反した入札

- (2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
- (3) くじによる落札者の決定においては、当該入札者は、くじを辞退することはできない。
- (4) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

#### 1 4 落札者の決定方法

予定価格の範囲内でかつ最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とする。

#### 1 5 入札又は開札の延期

やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札又は開札を延期することがあり、この場合、入札参加希望者には別途通知する。

#### 1 6 契約締結の申出期限等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。